

# 知っ得! 身近なベトナム税務

## 厳しさが増す駐在員事務所への税務調査：（第10回）

ベトナムの税務調査は非常に厳しいのが特徴ですが、その顕著な例の一つが駐在員事務所への税務調査です。現地法人だけでなく、駐在員事務所もおおむね4～5年に1度のペースで税務調査を受けます。また、現地法人化に伴い駐在員事務所を閉鎖する場合には、通常以上に入念な税務調査を受ける必要があります。従来から駐在員事務所への税務調査は非常に厳しいものでしたが、最近その厳しさがエスカレートしているため、今回取り上げたいと思います。

### レッドインボイスがないと所得税を課税

駐在員事務所の経費は本社の経費として日本など海外で処理されるため、本来レッドインボイス（公式領収書）の取得は必要ありません。そのため、必然的にレッドインボイスを取得する意識が低いのですが、税務調査ではそこが狙われてしまいます。最も多いのが、駐在員が交際費を立て替えた際にレッドインボイスを取得していないと、その費用を証明できないという理由で、駐在員の所得とみなされ所得税が課されるケースです。

ベトナム人スタッフが備品代などを立て替えてレッドインボイスを取得していない場合も、同様の理由でそのスタッフの所得として課税されることがあります。立て替えていなくても、レッドインボイスがないというだけで、事務所長に所得税が課されるケースすらあります。

ベトナム人個人所有のアパートの家賃に対してレッドインボイスを取得していないと、そのアパートの所有者への給与と見なされ所得税を課すパターンも税務局の常とう手段となっています。レッドインボイスの出ない物件の方が割安感があり付加価値税（VAT）もかからないので、駐在員事務所の駐在員からは好まれますが、後の税務調査で課税され、かえってコスト高になってしまっています。

### レッドインボイスがあっても課税！

以前はレッドインボイスさえ取得していれば課税されることはほとんどありませんでしたが、最近はその中でも課税されるケースが発生しています。レッドインボイスの記載に不備があったり、個人名でレッドインボイスを取得してしまうと、所長やその個人の所得として課税されることがあります。また、交際費が多く合理的な説明ができないと、所長の所得とみなされて課税されたり、家具や備品が必要以上に多いと、個人的な利用目的とみなされ、所長へ所得税が課税されることもありました。出張規定等に定められていない航空券代や宿泊費が、プライベートの旅行とみなされて課税されることもあります。ここまできると理不尽と言わざるを得ません。

### 正確なレッドインボイス取得+αで対策

現地法人ではなく駐在員事務所であっても、正確な情報が記載されたレッドインボイスの取得を徹底することが重要であることはお分かりいただけたと思います。しかし、それでも上述のように理不尽な理由で課税されるリスクは残ります。そのようなリスクを軽減するためには、本来の取るべき方法とは言えないと思いますが、本社のコーポレートカードを駐在員が持ち、駐在員事務所の口座を全く介さない取引を増やすという方法などを検討せざるを得ないのではないのでしょうか。

< 著者紹介 >

實原 享之（じつはら たかゆき）

I G L O C A L 代表取締役。ベトナム在住。米国・ベトナム・カンボジア公認会計士。2009年より I G L O C A L に入社し、12年より現職。趣味はゴルフ。